

# 薬価制度の抜本改革について(その3)

## ④薬価調査について

# 基本方針において示された課題

## ➤ 薬価制度の抜本改革に向けた基本方針（平成28年12月20日）

### 1. 薬価制度の抜本改革

(2) 市場実勢価格を適時に薬価に反映して国民負担を抑制するため、全品を対象に、毎年薬価調査を行い、その結果に基づき薬価改定を行う。

そのため、現在2年に1回行われている薬価調査に加え、その間の年においても、大手事業者等を対象に調査を行い、価格乖離の大きな品目(注)について薬価改定を行う。

(注)具体的内容について、来年中に結論を得る。

また、薬価調査に関し、調査結果の正確性や調査手法について検証し、それらを踏まえて薬価調査自体の見直しを検討し、来年中に結論を得る。

# 平成27年度に実施した医薬品価格調査(薬価本調査)について

## 1 趣旨

薬価基準改正の基礎資料を得ることを目的として、薬価基準に記載されている全医薬品について、保険医療機関及び保険薬局に対する医薬品販売業者の販売価格及び一定率で抽出された医療機関等での購入価格を調査

## 2 調査期間

平成27年度中の1か月間(9月分)の取引分を対象として調査を実施

## 3 調査の対象及び客体数

### (1) 販売サイド調査

保険医療機関及び保険薬局に医薬品を販売する営業所等の全数を対象

調査対象 6,280客体(その回収率72.3%)

### (2) 購入サイド調査

① 病院の全数から、層化無作為抽出法により10分の1の抽出率で抽出された病院を対象

調査対象 873客体(その回収率75.6%)

② 診療所の全数から、層化無作為抽出法により100分の1の抽出率で抽出された診療所を対象

調査対象 1,043客体(その回収率61.8%)

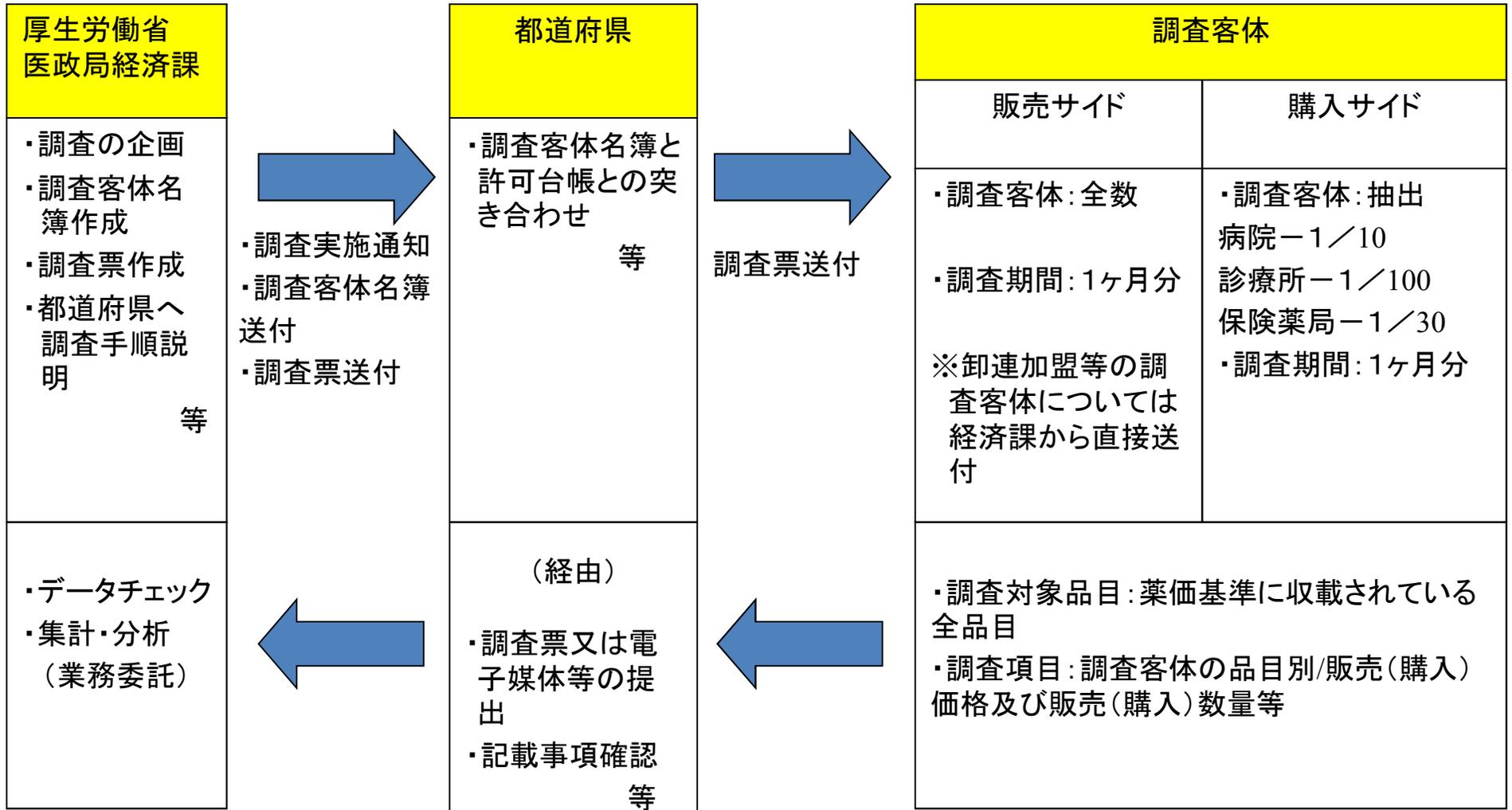
③ 保険薬局の全数から、層化無作為抽出法により30分の1の抽出率で抽出された保険薬局を対象

調査対象 1,892客体(その回収率76.5%)

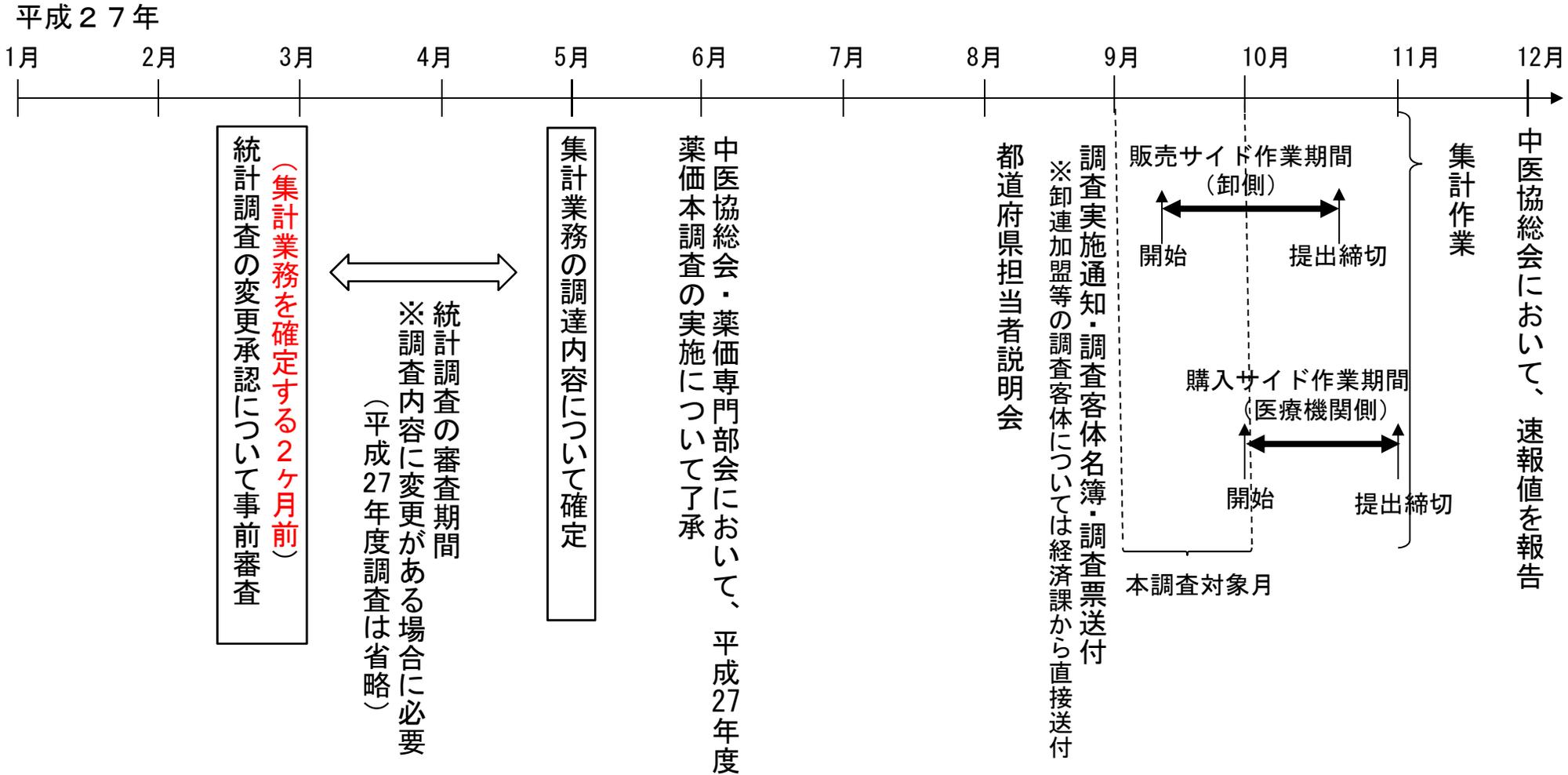
## 4 調査事項

薬価基準に記載されている医薬品の品目ごとの販売(購入)価格及び販売(購入)数量を調査

# 薬価調査の流れ



# 平成27年度薬価本調査について



(注) 医薬品価格調査は、統計法(平成19年法律第53号)第19条第1項に基づき、総務大臣の承認を得る必要がある一般統計調査である。

# 今後の検討課題①

## 検討課題1 中間年の調査について

- 中間年の薬価改定を行うためには、どのような調査を行うことが適当か。
- 調査実施に対象者の理解が得られやすいよう、可能な限り簡易な調査をするなど負担軽減を図るべきではないか。
- 調査手法及び調査の対象とする客体（販売側：卸売販売業者、購入側：医療機関、保険薬局）の範囲について、どう考えるか。
- 基本方針に「大手事業者等を対象に調査」を行うとあるが、特定の卸売販売業者のみを調査対象とした場合には、調査客体を事前に公表することで、公正な取引に影響を及ぼす可能性があることや、価格を把握できない品目があることについてどう考えるか。

# 今後の検討課題②

## 検討課題2 調査結果の正確性や調査手法の検証について

### (1) 正確性の検証

- 調査結果の正確性を担保する観点から、公表事項を拡大すべきではないか。  
※現在公表している情報は平均乖離率、後発品数量シェア、報告数量が多い薬効分類の平均乖離率、区分ごと(新薬、後発品、その他の品目)の数量割合及び金額割合である。
- 調査客体に報告を求めている情報は、企業にとって機密性の高い情報であることに留意する必要があるのではないか。
- 調査結果の正確性を高めるため、流通改善を同時に進める必要があるのではないか。

### (2) 調査手法の検証

- 薬価調査は、回答が任意の一般統計調査であり、調査客体の理解と協力に基づき成り立っているものであることに配慮すべきではないか。
- 現在行われている調査手法について、効率性の観点から見直すべき部分があるのではないか。(都道府県との関係や、購入サイド調査のあり方など)

## 薬価本調査(販売サイド)の内訳

	客体数
平成27年度薬価本調査の調査対象客体(H27.9現在)	6,280客体
1. 日本医薬品卸売業連合会 83社(H28.3.31現在)	<u>1,301客体</u>
2. 日本ジェネリック医薬品販社協会 87社(H28.4.28現在)	<u>144客体</u>
3. 直接販売しているメーカー営業所 7社(H27.9現在)	<u>76客体</u>
4. 1~3以外の営業所	<u>4,759客体</u>